

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

【令和元年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

○現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告(令和元年 10 月 7 日実施)に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に給与改定を行うため所要の改正を行うもの。

2 給与改定のポイント

- (1) 給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ。
- (2) 勤勉手当の支給月数について、0.05 月の引き上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、0.05 月引き上げ。

3 具体的な規程の改正内容

番号	規程名	改正内容
1	公立大学法人青森公立大学職員給与規程	・ 給料表の引き上げ。〈別表第 1 及び別表第 2〉 (例) 事務職員 1-1 144,100 円⇒146,100 円 (+2,000 円) 教員職員 1-1 275,300 円⇒277,100 円 (+1,800 円)
2		・ 勤勉手当の 12 月支給月数を 87.5/100 から <u>92.5/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 26 条〉 ※令和 2 年度は、 勤勉手当 6 月期：90/100、12 月期：90/100 と平準化。
3	公立大学法人青森公立大学役員報酬規程	・ 期末手当の 12 月支給月数を 160/100 から <u>165/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 4 条〉 ※令和 2 年度は、 勤末手当 6 月期：162.5/100、12 月期：162.5/100 と平準化。
4	公立大学法人青森公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則	・ 上記 2 に伴い、勤勉手当成績率の上限を 175/100 から <u>180/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 18 条〉

4 その他

◆ 時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の見直し

5 施行期日

◆ 決裁日 (令和元年 12 月 27 日 予定)。 ※令和 2 年度分に係る改正は、令和 2 年 4 月 1 日施行。

6 適用年月日

◆ 平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

※役員報酬規程及び期末手当及び勤勉手当に関する細則は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

7 今後の予定 ○令和 2 年 1 月末で差額を支給予定。

意見書

2019年 12月 18日

公立大学法人青森公立大学
理事長 八桁 幸男 様

2019年12月4日付をもって意見を求められた公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について、下記のとおり意見を提出します。

記

案件「公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」は、青森県人事委員会勧告に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本法人職員の給与を改定するものである。本件一部改正は、初任給及び若年層の給料月額引き上げ、並びに、勤勉手当の支給月数の引き上げを通じ、本法人職員の待遇改善をもたらすものといえる。

以上の改正趣旨及び改正内容を踏まえ、本案件に同意する。

なお、今後、臨時職員、嘱託職員の給与、期末手当、身分等の待遇についても、適切順当に改善されていくことを期待するものである。

(労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者)

・職名 教授 ・氏名 金子 輝 雄

(労働者の過半数を代表する者の選出方法)

・投票による信任

審議事項③

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第20条中「、並びに初任給調整手当」を「、初任給調整手当並びに寒冷地手当」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の90」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和元年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払とみなす。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程新旧対照表

第1条

・令和元年度に係る改正

改正後	改正前
公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～ (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 ～略～ ※別表第1～別表第2を全改	公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～ (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の87.5</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 ～略～

第2条

・令和2年度に係る改正

改正後	改正前
公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～ (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、<u>初任給調整手当並びに寒冷地手当</u>の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。 (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 ～略～	公立大学法人青森公立大学職員給与規程 ～略～ (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、<u>並びに初任給調整手当</u>の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。 (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略 ～略～

別表第 1（第 4 条関係）
事務職員給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
8		153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9		154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10		156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11		157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12		158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13		160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14		161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15		163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16		164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17		165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18		167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19		168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20		170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21		171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22		174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23		177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24		179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25		182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26		183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27		185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28		187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29		188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30		190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31		192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32		193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33		195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34		196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35		198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36		199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37		201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38		202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39		203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40		205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500		
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600			
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000			
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600			
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000				
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400				
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100				
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600				
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000				
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400				
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800				
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200				
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600				
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000				
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					

	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
	94		294, 900	342, 600	381, 500					
	95		295, 200	343, 100	381, 900					
	96		295, 600	343, 500	382, 300					
	97		295, 800	343, 700	382, 600					
	98		296, 100	344, 100	383, 100					
	99		296, 500	344, 500	383, 500					
	100		296, 900	344, 800	383, 900					
	101		297, 100	345, 100	384, 200					
	102		297, 400	345, 500						
	103		297, 800	345, 900						
	104		298, 100	346, 300						
	105		298, 300	346, 800						
	106		298, 600	347, 200						
	107		299, 000	347, 600						
	108		299, 300	348, 000						
	109		299, 500	348, 500						
	110		299, 900	348, 900						
	111		300, 300	349, 200						
	112		300, 600	349, 500						
	113		300, 800	350, 000						
	114		301, 000							
	115		301, 300							
	116		301, 700							
	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119		302, 400							
	120		302, 700							
	121		303, 100							
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
再雇用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000

備考 この表は、教授、准教授及び講師以外の職員に適用する。